

岐阜県公報

第二千六百二十二号
平成二十七年二月十三日

(金曜日)

目次

告示

解除予定保安林とする旨の通知

(治山課)

八七

道路の区域変更

(道路維持課)

八七

道路の供用開始

(同)

八八

保安林の指定予定

(下呂農林事務所)

八八

公示

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地整備課)

八八

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る

(同)

八九

概要等

(揖斐農林事務所)

八九

土地改良区役員就任

(同)

八九

告示

岐阜県告示第八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十七年二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町東津汲字小寺八七八の一三、八七八の一四、字岡山八九六の三、八九六の四、八九七の二、八九七の三、八九八の二、八九八の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	一般国道	路線名	二百五十七号	区間	下呂市馬瀬川上字上栗原 一〇番一地从先から 一〇番一地从先から 同 市同 字同 一三番六地从先まで	区域 変更 別後	前A	後A B	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考	
							一五〇 七・六	一五〇 七・六	一五〇 七・六	二四五〇	二四五〇	関係は、A及びBの面を以て示す。この表示は、図表を以て示す。

岐阜県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	一般国道	路線名	二百五十七号	区間	下呂市馬瀬川上字上栗原 一〇番一地从先から 同 市同 字同 二番一地从先まで	延長 員(メートル)	供用開始 の期日	備考 決定又は変更の 年月日 （ほか）
						三六〇	平成 二七・二・一三	平成 二七・二・一三

岐阜県告示第八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町長瀬字白土洞二一九の一、二二の一、二二二の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
牧 野 地 区	美濃加茂市役所	平成二七・ 二二・ 三三・ 一一・ 三三

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を下呂市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
下呂北部地区	下呂市役所	平成二七・ 二二・ 三三・ 一一・ 三三

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
揖斐川左岸用水土地改良区	平成二七・ 三三・ 三三	理事	宗 宮 清 幸	揖斐川町三輪 二六一七番地一

平成二十七年二月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社